

古河市道の駅地域振興施設（まくらがの里こが）の電気自動車用急速充電器設置に伴う料金徴収について

道の駅「まくらがの里こが」において、一般社団法人 次世代自動車振興センターの補助を受け、電気自動車用急速充電器を設置しました。電気自動車用充電器の利用者は、全国統一の登録会員となって利用する方と、施設ごとに設定する料金で利用する方とに分かれるため、電力使用量や登録会員との均衡を図るべく利用料金を徴収することとし、令和6年第1回定例会に古河市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を上程します。

- 1 改正対象条例 古河市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例
- 2 料金徴収実施時期 令和6年4月1日開始
- 3 利用料金の限度額 1回30分1,650円  
(電力使用量等を鑑みて指定管理者が市の承認を受けて料金を設定。収益がある場合は納入金で調整)
- 4 対象者 電気自動車用急速充電器利用者のうち登録会員以外